

## 【資格喪失後の傷病手当金の詳細】（令和6年3月1日時点）

### ■支給要件

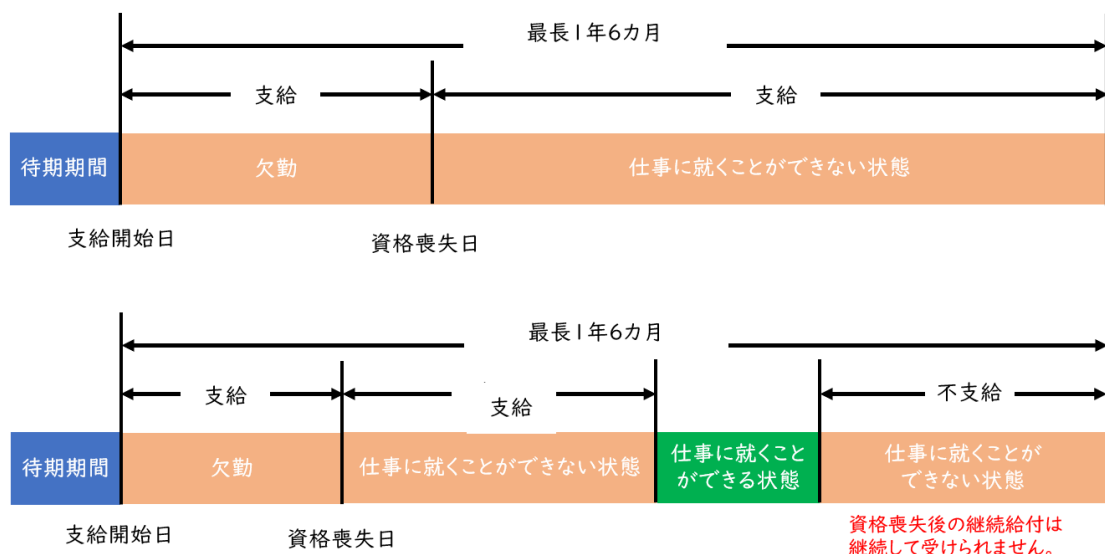
全国健康保険協会、健康保険組合の被保険者本人であった方で、以下の1から4の要件を満たしたときに、傷病手当金の支給期間である最長1年6か月の範囲で継続して受給することができます。

- 1 被保険者の資格喪失をした日の前日（退職日等）までに継続して1年以上の被保険者期間（国民健康保険、共済組合、任意継続の被保険者期間を除く）があること
  - 2 被保険者の資格喪失をした日の前日（退職日等）に、傷病手当金を受給しているか、または支給要件を満たし、受給できる状態であること
  - 3 被保険者の資格喪失後（退職日等）後も、引き続いて同じ病気やケガの療養のため、医師が労務不能の状態であると診断していること。
  - 4 被保険者の資格喪失をした日の前日（退職日等）に仕事を休んでいること
- \* なお、退職日に出勤したときは、継続給付を受ける条件を満たさないために資格喪失後（退職日の翌日）以降の傷病手当金は支払われなくなるため注意が必要です。

### ■支給期間

同一の病気やケガに関して、支給が開始された日から通算して1年6か月間です。しかし、資格喪失日以降、仕事に就くことができる状態になり、その後再度仕事に就くことができなくなった場合は、継続して受給することはできません。

仮



## ■申請方法

- ・資格喪失後の継続給付の要件を満たした場合、加入している公的医療保険窓口に申請します。
  - ・申請には、医師の意見書が必要です。
- 退職後の申請ですので、事業主の証明は不要です。

## ■申請時期

- ・一般的には、1か月～3か月単位で申請を行います。
  - ・申請の期限は、受給ができるようになった日ごとにその翌日から2年となります。
- 詳しくは、公的医療保険の窓口を確認してください。

## ■よくある質問（Q&A）

Q1：退職後、健康保険の被扶養者になる予定です。傷病手当金を引き続き受給できますか？

A1：健康保険の被扶養者になった場合であっても、支給要件を満たしていれば、傷病手当金を引き続き受給できます。被扶養者に限らず、国民健康保険の被保険者や健康保険の任意継続被保険者等でも同様です。

Q2：退職後の傷病手当金と雇用保険の基本手当の両方について受けられますか？

A2：傷病手当金を受給しているということは、病気で仕事をすることができないということです。それに対し、雇用保険の基本手当を受給するということは、仕事をすることができる状態であるということです。このため、退職後の傷病手当金と雇用保険の基本手当を同時に受給することはできません。仕事ができるようになったときに雇用保険の基本手当を受給できるよう、ハローワークで雇用保険受給期間延長の手続きをしておきましょう。

⇒詳細は、「雇用保険：基本手当」でご確認ください。

Q3：現在の職場に転職して1年を経過していませんが、退職後も引き続き傷病手当金は受給できますか？

A3：支給要件の「1」の継続して1年以上の被保険者期間があることとは、退職日から過去1年間に、1日も空かずに健康保険の被保険者であったという意味になります。この場合の健康保険とは、現在加入の健康保険に限らず、協会けんぽ（全国健康保険協会）や他の健康保険組合も含まれますので、前職の退職日から1日も空いていない場合は、被保険者期間を合算して1年以上被保険者期間があり、その他の受給要件を満たす場合には受給することができます。

ただし、共済組合、国民健康保険、任意継続被保険者、被扶養者であった場合は対象になりません。

参考：全国健康保険協会ホームページ